

鳥取県告示第171号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項

(1) 加入地方公共団体の名称

岡山市

(2) 加入年月日

平成21年4月1日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

(1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「委員20人」を「委員21人」に改める。

第17条第2項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあっては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもって岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。